



埼玉県報

第 458 号
令和 5 年(2023 年)
10 月 20 日
金曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 総委技) GIS インフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託に関する落札者等の公示（県土整備政策課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県立図書館システムパッケージソフトウェア等賃貸借に関する契約の相手方等の公示（熊谷図書館）
- 無線警ら車の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道長瀬児玉線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示（運転免許課）

正誤

- 埼玉県条例第 29 号中訂正（生活衛生課）
- 埼玉県条例第 30 号中訂正（生活衛生課）

告 示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 外 計十五者

（変更後）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 外 計十二者

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 二〇〇台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 一八七台

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 七五〇台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 六一三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場①午前六時三十分から午後十時三十分まで

駐車場②午前六時三十分から午後十一時三十分まで

（変更後）駐車場①午前六時三十分から午後十一時三十分まで

ハ 変更年月日

令和五年八月三十一日

ニ 届出年月日

令和五年十月十日

二 縦覧期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

総委技) G I S インフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年9月29日

4 落札者の氏名及び住所

日本工営株式会社 東京都千代田区麹町5丁目4番地

5 落札金額

92,371,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年8月18日

告 示

埼玉県告示第千二百七号

令和五年埼玉県告示第六百十三号で公示した公共測量は、令和五年九月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百八号

令和五年埼玉県告示第二百十号で公示した公共測量は、令和五年九月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百九号

令和五年埼玉県告示第六百一十一号で公示した公共測量は、令和五年九月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百十号

令和四年埼玉県告示第七百八十三号で公示した公共測量は、令和五年九月二十一日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二百十一号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

春日部市大枝外地内

四 作業期間

令和五年十月五日から令和六年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

測量計画機関である滑川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

滑川町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

滑川町全域（二十九・六八平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立図書館システムパッケージソフトウェア等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立熊谷図書館システム管理担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 契約金額
41,606,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
無線警ら車の製造請負 10台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トノックス 神奈川県平塚市長瀬2番6号
- 5 落札金額
54,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年7月28日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
河原九一八番二地先まで	本庄市児玉町小平字下河原九〇一 番一地从り同市児玉町小平字下	区 間
三六・一〇 〽 一〇・四七	一二・九五 〽 七・六九	敷地の幅員 (メートル)
	九三・九〇	延長 (メートル)
	橋りよう架換工事による。	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年五月十五日

指令川建セ第〇四〇〇五一号

二 検査済証番号

令和五年十月十八日

川建セ第〇五〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字天神沢五百八十六番一外四十筆

埼玉県深谷市畠山字天神沢千五百番一外三十一筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮城県仙台市青葉区五橋二丁目十二番一号

アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役社長 大山 晃弘

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年十月二十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年十月二十日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字三町字諏訪裏七百六十五番一、七百六十六番一	指定に係る道路の位置
三十五・二三	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年十月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 宇野 豊

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年十月十三日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県三郷市彦成二丁目三百四番一先から 埼玉県三郷市彦成二丁目四百四十三番二先まで</p> <p>埼玉県三郷市彦糸二丁目二百一先から 埼玉県三郷市彦糸二丁目二百九十三番先まで</p> <p>埼玉県三郷市彦糸二丁目二百六十四番先から 埼玉県三郷市彦糸二丁目百十四番一先まで</p> <p>埼玉県三郷市彦糸二丁目三百四番先から 埼玉県三郷市彦糸二丁目九十二番一先まで</p> <p>埼玉県三郷市彦糸二丁目二百四十九番一先から 埼玉県三郷市彦音二丁目百三十四番先まで</p> <p>埼玉県三郷市彦糸二丁目二百九十三番先から 埼玉県三郷市彦糸二丁目二百三十九番先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百九十二</p> <p>百九十</p> <p>百九十八</p> <p>百九十一</p> <p>二百三</p> <p>二百十二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十九</p> <p>十三〜十六</p> <p>十三〜十六</p> <p>十</p> <p>十</p> <p>八</p>

告 示

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十月二十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年十月二十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 新埼玉県立図書館基本構想の策定について

ロ その他

埼玉県公安委員会告示第180号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年10月20日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

変更事項	変更前	変更後
施設の名称	ファインモータースクール指扇	ファインモータースクール西大宮

正 誤

埼玉県条例第二十九号（令和五年十月十七日第四百五十七号）中訂正

ページ 行

一 後ろから一

誤

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

正

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

正 誤

埼玉県条例第三十号（令和五年十月十七日第四百五十七号）中訂正

ページ 行

一 後ろから一

誤

一項又は第三条の四第一項」に改める。

正

一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。